

「冠詞論」にも「齟齬」が認められるか? : 関口文法発展の二つの可能性

著者	佐藤 清昭
雑誌名	ドイツ語学研究
巻	1
ページ	50-62
発行年	1989-12-24
URL	http://hdl.handle.net/10271/826

1989年12月24日 冠詞研究会編

ドイツ語学研究 I 抜刷

「冠詞論」にも「齟齬」が認められるか？

—関口文法発展の二つの可能性—

佐 藤 清 昭

SONDERDRUCK AUS:

BEITRAEGE ZUR DEUTSCHEN SPRACHFORSCHUNG I

HERAUSGEGEBEN VOM ARBEITSKREIS FÜR ARTIKELLEHRE IM BEZIRK OSAKA

1 9 8 9

「冠詞論」にも「齟齬」が認められるか？

— 関口文法発展の二つの可能性 —

佐藤清昭

0. 関口存男(1894-1958)の最後の著作となった『冠詞』(1960/61/62)は、関口が本来意図し、未完に終わった「大文法」の10分の1、あるいは20分の1にあたるにすぎないという¹。この事実に思っていたし、この大著を通読するとき、我々はその肯定的あるいは否定的解釈に手をつける前にまず、関口存男という学者の才能と努力と業績にたいして敬意を表せざるをえない。

「大文法」の第1作は『冠詞』であった。関口はその後に続く著作として、「形容詞論」、あるいは「副詞論」を考えていたのだが、²ここにひとつの素朴な、しかし意味形態文法の構想そのものにかかわる疑問が生じてくる。関口が自らの文法を「意味形態から出発する文法」と説明している事実と、³「冠詞論」・「形容詞論」・「副詞論」というように「『文法形態』をはじめから限定してしまう」研究態度との「齟齬」についての疑問である。

-
- 1 次の関口の言葉を参照：「ドイツ語文法の全分野に亘って、かなり多くの問題を解決し、かなり多くの問題を提示するに足るだけの材料と準備と思想と基盤とは出来てしまったが…悲しいかな、もう余年があまりないのです。／いまちょうど冠詞論をやっていますが、ひょっとすると冠詞論だけでおしまいになるかも知れません。つまり、計画したことの十分の一ないし二十分の一で人生がおしまいになるわけです。」『ドイツ語前置詞の研究』、序(2)。この「大文法」の構想については『生涯と業績』(S. 59ff.)にも述べられている。(以下、関口の著書の名称として、誤解の生じる恐れのないかぎり略称を用いる。正確な名称および本論文で引用した版については、「引用・参考文献」の項を参照。)
 - 2 関口が『冠詞』に続いて「形容詞論」・「副詞論」を著わすつもりであったことは例えば以下に述べられている：『冠詞』第1巻、S. 45；第3巻、S. 541、脚注。——『冠詞』編纂者の一人藤田栄はその第1巻の「まえがき」および第3巻の「あとがき」で、関口が少なくとも20以上のテーマを選んで意味形態論を展開する予定をたてていたこと、冠詞論に続くものとして前置詞論、形容詞論、副詞論などを考えていたことを述べている。
 - 3 「意味形態から出発する文法」という説明については、例えば以下参照：『独作文教程』、S. 423；『接続法』、S. 59, 130。

「接続法の詳細」では、関口は自らこの「齟齬」を認めている。⁴ この著書の論述は意味形態論的ではあるが、「此の講義の『全體』そのものは、意味形態論的ではない⁵」のである。なぜなら、「苟くも接続法をテーマとして何事かを云わんとする以上は、結局は形から發して意味を求めることになる⁶」からである。これを関口は、「只今のところ其の實用價值以外、他の何物に依つても辯護さるべき餘地がない⁷」「齟齬」とする。つまり、「意味形態から出發する文法」である以上、必然的に「意味形態」の系統化が計られ、それに対応する言語形態が何らの制限を設けることなく求められなければならないはずなのに、言語形態を「接続法」に限定し、その著作を「接続法の詳細」と名づける「齟齬」である。

では、「冠詞」の場合も、また次々と著わされるはずであった「形容詞論」・「副詞論」ほかの場合も、同様の「齟齬」がおかされている、あるいはおかされるはずだったのであろうか？ 30年以上の構想に基づく「大文法」においても、⁸「實用的價值」だけが眼目であったのだろうか？ 本論文は、関口が自らの文法を「意味形態から出發する文法」と同時に、「文を作るための文法」⁹と定義していることに着目することにより、この疑問点にひとつの回答を与えようと試みる。これは同時に、関口文法發展の可能性に二つの方向が存在することを示すことになろう。以下、関口文法がGeorg von der Gabelentzのいう「綜合文法」であるという解釈とその根拠、それに対する反証、関口存男の本来の意図という順で論を進める。

1. 1. 国松孝二は関口文法の志向として、次の5つをあげる：¹⁰ (1) 意味形態論たろうとする、(2) 話し手あるいは書き手の立場に立つ、(3) 意味形態の類型学たろうとする、(4) 一般文法ないし普遍文法をめざす、(5) ヨーロッパ的

4 参照：「接続法」, S. 33。

5 Ibidem, 下線佐藤。

6 Ibidem.

7 Ibidem.

8 「大文法」が30年以上の構想に基づくという事実については「生涯と業績」, S. 59ff. 参照。

9 「文を作るための文法」という説明については、例えば以下参照：「接続法」, S. 87 ; 「ドイツ語学講話」, S. 48。

10 参照：国松 (1959 ; 1975), S. 515ff.

人間の Existenz の解釈学たろうとする。関口文法にこれらの志向、特に第3と第4の志向を認めることは、関口文法が「総合文法」(synthetische Grammatik)、つまり表現されるべき「普遍的」意味内容から出発し、それに対応する言語形態を求める文法であることを意味する。¹¹

1. 2. 「総合文法」の使命は2つに分けて考えるべきである。ひとつは、「普遍的」な「表現されるべき意味内容」(関口のいう「事実の考え方」、「意味形態」)を個別言語の知識に依存することなく、すべて数え上げ、それを系統化すること、もうひとつは、その「意味内容」に対応する言語形態を網羅する¹²ことである。

次の関口の言葉は、「意味形態文法が総合文法を目指した」という国松の解釈の正しさを裏付ける：

「読むための文法などというものは大したものはいらない、形容詞の變化ぐらい知っていればあとは辞書と常識とで間に合います。文を作るための文法にして初めて眞の文法であり、そのためには従来の文法を逆立ちさせて、まず意味の筋路の方を確立し、然る後その表現法を探求するというメトードに據るの外はありません。¹³

「意味形態」から「言語形態」にいたるという研究原理が、常に関口の著作の前提をなしていることは疑う余地がない。しかし関口は本当に、ドイツ語についての「総合文法」の記述を目指したであろうか？ 本当に「意味形態」を系統化し、それに対応する言語形態を網羅したであろうか？

11 「総合文法」についてはすでに指摘した von der Gabelentz の書を参照：佐藤 (1985), S. 78, 注2; S. 80, 注7。——「総合文法」と同じく、「意味内容」から「言語形態」にいたる研究方向をとる「名称論」(Onomasiologie または Bezeichnungslehre) は、「語」のレベルの研究であり、「文」を研究対象とする「総合文法」からは区別される。「名称論」については佐藤 (1987), S. 9f., 注9で指示した文献を参照。

12 「網羅する」とは「普遍的」・「個別言語的」・「具体的」という言語の示す3レベルすべてにおいて当該の意味内容の「表現の可能性」を求めるということである。この3レベルについては佐藤 (1981), S. 127ff. を参照。

13 『接続法』, S. 87, 下線佐藤。このほか、意味形態文法が「総合文法」であることの説明・指摘については以下も参照：『ドイツ語学講話』, S. 48; 有田 (1980), S. 43; 牧野 (1976), S. 44。

2. 1. 「総合文法」の使命の第1段階は、数え上げた「普遍的な意味内容」(=「意味形態」)をいくつかの範疇に分類し、それを系統化することであるが、この意味内容の体系を関口は比較的単純なものと理解していた：

「抑々言語の發展して行く経過そのものが、決して『形』から意味が生まれたのではなく、こういう意味を表現したいと云う要求の方が先にあって、(しかも其の要求は割合簡単で、分類して行けば極く透明なシステムを持っています。いずれにせよ『形』の方ほど複雑なバラバラなものではありません) 其の要求が、謂わば手當り放題に、何でも都合の好いものを探ったり捨てたりしながら用を足して行くきりの話です。」¹⁴

この「極く透明なシステム」は、「独作文教程」で一部示される。「論理範疇」の「意味形態」が、「相反的と認容的」・「仮定と結論」・「因由と結果」・「目的と手段」というように、ドイツ語・日本語という個別言語の意味内容に影響を受けることなく、体系的に提示されるのである。¹⁵ さらに例えば「認容」の項では、「事実の認容・仮定の認容・随意の認容」という下位分類が行われている。¹⁶

関口は同様の意味形態の系統化が「時間」・「空間」・「感情」の各範疇で行われる必要があると考えていたが、¹⁷ しかし自分では「もうそんなこともしていられない時期になった」¹⁸ として、意味形態の「系統化」は『独作文教程』で示された以上は行われなかった。

2. 2. 「総合文法」の使命の第2段階、「普遍的な意味形態」に対応する言語形態を列挙することは、『独作文教程』の全巻、『新ドイツ語文法教程』の「命令法」と「認容文章」の課、『接続法の詳細』の「間接話法」・「要求話法」の項、「Nomen actionis に関する考察」の第7講(「受動表現」)で実践されて

14 『接続法』, S. 57, 下線佐藤。なお次の関口の言葉も参照：「意味に歴史の順はない。意味に前後はない。意味には Hierarchie があるのみです。」ibidem, S. 278。

15 参照：『独作文教程』, 第五篇～第八篇。

16 参照：ibidem, 第五篇, 第四十課～第四十二課。そのほか、例えば『冠詞』第2巻, S. 324f. では「評辞」の下位分類として「評価詞」が挙げられる。なお意味形態の系統化が意味形態学の使命であるという記述は『接続法』, S. 100にも見られる。

17 参照：『独作文教程』, 復刊の辭。

18 Ibidem.

いる。¹⁹ しかしこれらは必ずしも完全なものではなく、例えば「語用論」(Pragmatik)の観点からなど、まだ補う余地が残されているであろう。

ここに挙げた場合のほかはすべて、『接続法の詳細』と同じく、「意味形態を中心とする文法」でありながら、それぞれの著作「『全體』そのもの」は、はじめから文法形態を限定してしまうという意味で、「意味形態論的ではない」のである。『冠詞』という文法形態の枠組みの中で、「普遍的」な意味形態である「掲称」を表現する手段(無冠詞、引用符、凍結形)が挙げられ、²⁰ また「どの?」・「どんな?」という「普遍的」な意味形態が「冠詞論」全巻の論理の中心をなすのである。

『ドイツ語大講座』などの総合的「文法書」においてもその性質上、「名詞」・「時称」・「受動形」という言語形態が各章の題名となり、その枠組みの中で意味形態論的に説明が行われていくことは以上と同じである。総合的文法書の章名として「意味形態」が取り上げられているのは、上に挙げた「認容文章」・「命令」などの数少ない場合に限られる。

2. 3. ここに見たように、関口の著作において「総合文法」の本来の二つの使命が不完全にしか果たされていないのであれば、²¹ 関口は「本来の意味」での「総合文法」を発展させる意図は無かったと結論せざるをえない。「『独作文教程』の行き方が関口文法の志向にもっともふさわしい本来の行き方」²² と主張するには、「本来でない行き方」があまりに優勢なのである。

この結論が正しいことは、関口が「大文法」執筆のために30年以上にわたって収集し続けた30,000ページにわたる資料の分類方法からも、(間接的ではあるにせよ)支持される。²³ これらの資料が分類されている88のファイルの大部分には「名詞」・「定冠詞」・「定形」・「分詞」という文法形態レベルの名称がふされており、意味形態の名称がついているファイルとしては「σ φ ό δ ρ α」、
「結果挙述」、「主観的」など、限られたものに過ぎない。

19 これらの箇所についてはすでに指摘した(佐藤(1985), S. 80)。「Nomen actionis に関する考察」については『ドイツ語学講話』, S. 395-529参照。

20 参照:『冠詞』第3巻。

21 これが、例えば関口の死による中断など、時間的要因によるものでないことは明らかである。

22 国松(1959;1975), S. 516。

23 この資料については例えば以下を参照:『生涯と業績』, S. 59ff.; 藤田栄:『冠詞』第3巻, あとがき。

3. 1. 関口存男に「本来の意味」での「総合文法」を発展させる意図がなかったのであるなら、彼は『冠詞』で、また「大文法」で何を目指し、また目指すつもりであったのだろうか？ この疑問を解くためにここでは、意味形態文法が、「意味形態から出発する文法」と同時に「文を作るための文法」である事実に注目する。まず、関口がその著作の中で一様に「意味形態」と呼びながら、実は前節までの「意味形態」と言語理論上同一視できない、もうひとつを区別しなければならない。

3. 2. 関口はその著作の中で、「意味形態」という用語を2つの意味で用いている。上に述べた、「総合文法」の出発点としての「意味形態」(=「事実の考え方」と、例えば「冠詞には『意味形態』しかない。」²⁴)という時の、個々の言語形態が持つ「意味形態」である。ここでは、前者を「意味形態 A」、後者を「意味形態 B」として区別することとする。²⁵

意味形態Aは既述のとうり、「普遍的」性格を持つのであるが、関口文法が「総合文法」か否かという点が論議された前節までは、この意味形態Aが問題となった。しかし関口の著作には、もうひとつの意味形態(B)が「普遍的」意味形態(A)と同様のひん度で現われるのである。例えば不定冠詞は、「個別差」・「不定性」・「質」・「仮構性」という意味形態(B)を所有し、形容詞は「描写的」と「限定的」という意味形態(B)²⁶を持つのである。「冠詞論」がそうであるように、「大文法」でも最終的には、それぞれの言語形態に特有の意味形態Bが主に求められたであろうことは、たやすく推論できる。²⁷

3. 3. 関口が求めた意味形態B、例えば不定冠詞の4つの意味形態とは何であろうか？ これは話者の持つ「言語知識」のうち、「個別言語レベル」に属する、社会的・伝統的に「規範」として決められた「意味内容の類型」である。ただし「個別言語レベル」に属するといっても、その言語形態を他の言語形態から「区別する」意味内容(構造主義言語学の研究対象である、「言語体系」

24 関口のこの主張については例えば以下を参照：『ドイツ語学講話』, S. 330 ; 『冠詞』第1巻, S. 179 ; 第3巻, S. 162, 383。

25 意味形態のAとBの区別は、すでに佐藤(1981)で行った(S. 130ff.)。

26 形容詞の持つこの二つの意味形態については『冠詞』第1巻, S. 185ff. を参照。

27 もちろん『冠詞』に認められるように、意味形態Aをめぐる「総合文法」的研究方法が随時導入され、それが意味形態Bの記述に大きな貢献をしたことは確かである。

上の意味)ではない。その言語社会の構成員が、個々の具体的な言行為^{げん}において1回限りの意味内容を創り出すとき、誤解されずに意志疎通をするためには従わざるをえない「意味内容の類型」である。

関口は *Das ist ein Klavier*. という文の不定冠詞が、古道具商の言葉として発せられれば、「質」という意味形態を含み(「内的形容規定」、母親が子供に絵本を見せながら説明するときは、ほとんど「個別差」という意味形態しかない)と説明する。²⁸「不定冠詞」というひとつの言語形態について(ここでは)ふたつの意味内容が対応しているのであるから、この意味内容は「言語体系」上のそれではない(「言語体系」上の意味であれば、言語形態と1対1の対応関係にあるはずである)。その一方、この「質」・「個別差」という意味内容は、この古道具商と母親の場合にだけ恣意的に1回限り創り出されたものでもない。これらはその言語社会において規則的に何度でも繰り返され得るもの、つまり「類型」(Typus)である。「類型」であるために、それに従って古道具商は *ein Klavier* と発言して「ピアノがピアノとして持っている質」を、母親は「ピアノの個別差」を、この場合に、そしてまた随時表現できるのであり、その発言を聞く者もそれぞれの意味形態を正しく理解できるのである。話者・聴者ともに、もしこの「類型」に従わない場合は、もはやコミュニケーションは成り立たないのであり、したがってこれはその言語社会において「規範」として機能していることとなる。²⁹

3. 4. 関口はその著作において(普遍的な意味形態Aと並行して)、以上のような、話者・聴者の「言語知識」の中にある、言語形態と結びついた「意味内容の規範的類型」を求めたのであるが、これは何を意味するのであろうか?

この「意味内容の規範的類型」は、話者が発言をする際に(「意味内容レベル」で)唯一の手がかりとする具体的な「形式」(Form)である。言語形態と1対1の対応関係にある「言語体系」上の意味は、発言にあたっては極めて抽象的なものとして、発言の背景に存在するに過ぎない。社会的に決められている意味内容の「類型」、つまり意味形態Bこそ話者が発言の際によりどころとするものであり、また話者を拘束するものである。例えば、不定冠詞の「言語体系」

28 参照：『冠詞』第2巻，S. 491。

29 意味形態Bがここに説明したような「意味内容の類型」であることについては以下も参照：江沢(1983)，S. 859；—(1985)，S. 90ff.；佐藤(1985)，S. 81ff.；—(1987)，I. Teil，2. Kap.

上の意味は存在しなくとも、あるいは極めて抽象的なものとして話者にほとんど意識されなくとも、³⁰「個別差」・「質」ほかの4つの類型を発言の際のよりどころとして具体的な形で持っている話者は、不定冠詞を運用する際に何ら困難を感じない。その一方、この4つの類型を持たないもの、たとえばドイツ語の初学者は、不定冠詞に関して話者としての表現能力に欠け、聴者としては相手の意図を正確には理解できないのである。

人間の「話す」という行為、つまり「話」(Sprechen)とは、単なる習慣的な繰り返しの行為ではない。それは話者が、「言語形態」とそれに特有の「意味類型」を具体的なよりどころとしながら、自分をとり巻く言語的・非言語的諸要因をすべて考慮して、主体的・自主的に「1回限りの意味内容」を創り出していくという、総合的な行為である。³¹ 常に「総合文法」的思考に基づいていた関口在男は、この「話」の機構を正しく理解していた。まさにここに意味形態文法の、当時、音韻論において「言語体系」の記述に着手し始めたばかりの「分析的」(analytisch)言語学との違いが存在する。³² 関口は、「言語形態」とそれに対応する「1回限りの意味内容」との間にある「意味内容の類型」(意味形態B)の存在とその重要な意義をはっきりと認識し、それを求めることによって「話」の機構を解明していったのである。この「話」の機構の解明こそ関口が、「文を作るための文法」である「大文法」で目指したものであった。関口は個々の言語形態に特有の「意味内容の類型」をひとつひとつ記述していくことにより、学問的には「話」の機構を「認識された」(erkannt)ものとして提示し、実用的には我々日本人のドイツ語修得に大きな手助けを提供したのである。³³

30 参照：佐藤 (1985), S. 89f.

31 参照：江沢 (1982), 特に S. 44ff.

32 「音韻論」を中心に「言語体系」の研究の発展、つまり構造主義言語学の発展に大きな貢献をしたプラハ学派が、そのテーゼを発表したのが1929年、プラハ学派の中心人物の一人である N. S. トルベツコイ (Trubetzkoy) が主著『音韻論概説』(Grundzüge der Phonologie) を出版したのが1939年である。そのほとんど同じ時期に関口は、『ドイツ語前置詞の研究』(1933)、『接続法』(1938-40) を著わしている。

33 「話(わ)行為」における、この「類型」の意義については以下参照：江沢 (1982); — (1985), 特に第6章。

4. 1. 「意味形態から出発する文法」という関口の言葉は確かに、関口文法が「総合文法」を目指すという解釈を許す。だからこそ我々はまず意味形態Aを考え、言語形態をはじめから限定してしまう関口の著作に「齟齬」を見いだすのだが、関口が主として求めた意味形態Bに注目し、「文を作るための文法」である意味形態文法の意図が、「話の機構わの解明」であると解釈するとき、そこにはもはや「齟齬」は存在しないのである。「総合文法」的メトードを駆使しながら、冠詞の意味形態（つまりB）を求めた「冠詞論」（あるいは「大文法」）では何ら齟齬はおかされていないのであり、関口自身が「齟齬」とした『接続法の詳細』においてさえ、実はそうではなかったということも可能である。

4. 2. 関口が頭に描いていた『句と文章』を中心とした行き方の一大ドイツ語論³⁴は当初、かなり漠然としたものだったと私は思う。それは研究が進み、実際に記述されていくにしたがって、具体的に二つの姿をとっていったのであろう。ドイツ語についての「総合文法」を記述することと、意味形態Bを追求することによる、人間の自主的・主体的行為としての「話の機構わ」の解明³⁵である。この二つの方向は、関口文法の中枢をなす「意味形態」ではAとBという区別として現われてきたわけである。実際には関口は、意味形態文法を記述していく過程で「話の機構わ」の解明の方に重点をおく結果となったが、その際に「総合文法」的思考方法・研究方法が常に大きな手がかりを提供したことは疑う余地が無い。

本論文の結論は、国松の述べる関口文法の「志向」を否定しようとするものではない。関口が研究を進めるにしたがって具体的な形をとっていった意味形態文法の二つの方向は、我々にとってはこの文法を発展させる二つの可能性を示すことになるのだが、そのひとつが国松の言う第2から第5までの志向である。つまり「意味形態から出発する文法」であり、ドイツ語についての完全な「総合文法」を完成させるべく意味形態Aを系統化し、それに対応する言語形態を網羅することである。もうひとつは、「文を作るための文法」であり、各

34 参照：『生涯と業績』，S. 59. なお次の関口の言葉も参照：「わたくしは、ドイツ語の研究者として、実はすこし実力にあまることをたくらみ過ぎ、従来の伝統を脱した自己独自の言語の見方をドイツ語をダシにして展開してやろうなどということをや若い時に思いついて、それに一生をささげてしまったのです。」
『ドイツ語前置詞の研究』，序（2）、下線佐藤。

35 関口の演出家・脚本家としての才能と舞台上での経験が、この「話（わ）」の機構に興味を抱かせたことは想像にかたくない。

言語形態と結びついた、「社会的規範」としての意味類型（意味形態B）を、その言語理論における意義を十分認識したうえで、それが生じるコンテクストともにひとつひとつ記述していくことである。

この二つの方向にしたがって意味形態文法を発展させていくには、多くの研究者の理解と協力が必要であろう。また特に、最近数10年の間に近代言語学がしるした研究成果を随時取り入れるという柔軟な姿勢も不可欠であると思う。これがたやすいものでないことは、現在の学界における関口文法の占める消極的な位置にも暗示されている。しかし、関口存男の死後30年以上経過した現在も、「大文法」の第1作だけを前にしているに過ぎない我々は、意味形態文法の発展の遅れを謙虚に反省し、³⁶地道な努力を続けていかなければならないのである。

引用・参考文献

- 有田 潤(1980)：「意味形態」管見。所収：ドイツ語研究(三修社)2, S.41-43。
— (1985/87/88)：ドイツ語学講座 I/II/III。南江堂。
江沢建之助(1982)：言語通常態論と語学。所収：ドイツ語教育部会会報 22, S.37-48。
— (1983)：Gabelentz und Sekiguchi. In: Proceedings of the XIIIth international congress of linguists, S.857-859。
— (1985)：Sprachsystem und Sprechnorm. Studien zur Coseriuschen Sprachnormtheorie. Tübingen: Niemeyer。
国松孝二(1959)：意味形態論の解説の試み。—亡き関口先生に— 所収：関口存男の生涯と業績、三修社 1975, S.507-517。
佐藤清昭(1981)：Über den Gegenstand der Bedeutungsform-Grammatik von Tsugio SEKIGUCHI. In：ドイツ文学 66, S.126-136。
— (1985)：関口存男と意味内容の一元論的区別。所収：アスペクト(立教大学ドイツ文学科論集)19, S.77-96。
— (1987)：Der Artikel bei T. Sekiguchi. Tübingen: Narr。
関口存男(1932)：新ドイツ語文法教程。三省堂 1984。

36 意味形態文法その後の発展は皆無ではない。例えば有田(1985/87/88)を参照。

- (1933) : 意味形態を中心とするドイツ語前置詞の研究。三修社 1984。
- (1935-39) : 独作文教程。三修社 1971。
- (1938-40) : ドイツ文法 接続法の詳細。三修社 1985。
- (1939) : ドイツ語学講話 1。三修社 1981。
- (1960/61/62) : 冠詞 —意味形態的背景より見たるドイツ語冠詞の研究—
全3巻。三修社 1976。
- 細谷行輝 (1986) : 意味理論はいかにあるべきか。—「として」機構の解明—
所収 : ドイツ文学論攷 28, S.89-104。
- 牧野紀之 (1976) : 関口ドイツ語学の研究。鶏鳴出版。
- 真鍋良一 (1972) : 真鍋ドイツ語の世界。—ドイツ語の語法— 三修社 1979。
- 真鍋良一ほか (編集) (1959) : 関口在男の生涯と業績。三修社 1975。

Die „synthetische“ Einstellung SEKIGUCHI's

—Zwei Entwicklungsmöglichkeiten der Bedeutungsform-Grammatik—

SATŌ Kiyōaki

Der japanische Philosoph und Sprachwissenschaftler SEKIGUCHI Tsugio (1894-1958) versteht seine Bedeutungsform-Grammatik („imikeitai bunpō“, BFG) als „die von der Bedeutungsform ausgehende Grammatik“. Die Bedeutungsform („imikeitai“, BedF) ist in diesem Fall „die universelle Erfassungsweise der außersprachlichen Wirklichkeit“. So erwartet man von der BFG eine „synthetische“ Grammatik im Sinne von Georg VON DER GABELENTZ, die die universellen BedFs systematisch einordnet und die Ausdrucksmöglichkeiten für diese ohne jede formale Einschränkung sucht.

SEKIGUCHI setzt jedoch in den meisten Fällen seiner Schriften von vorneherein die grammatischen Formen wie „Artikel“ oder „Konjunktiv“ fest. Wie läßt sich diese Tatsache mit seiner „synthetischen“ Einstellung vereinbaren?

SEKIGUCHI hat offenbar bis auf eine Ausnahme, „Technik der Übersetzung aus dem Japanischen ins Deutsche“ (1935-39), nicht die Absicht gehabt, eine kohärente

„synthetische“ Grammatik im eigentlichen Sinne zu entwickeln, was auch durch die Einteilung seiner umfangreichen Beispielsammlung bestätigt wird.

Es muß darauf aufmerksam gemacht werden, daß SEKIGUCHI die BFG auch als „die Grammatik zur Bildung der Sätze“ erklärt und daß er den BedFs der einzelnen grammatischen Formen nachgeht. Die BedF in diesem Fall muß von der ersten BedF als der „universellen Erfassungsweise der außersprachlichen Wirklichkeit“ sprachtheoretisch unterschieden werden. Sie ist ein konkreter inhaltlicher „Typus“, an dem sich der Sprecher bei der Erzeugung der „Rede-Bedeutung“, des einmaligen Inhaltes des Redeaktes, orientiert und der eine Schicht der sprachlichen Kenntnisse des Sprechers, d. h. die sozial und traditionell festgelegte „Norm“ im Sinne von Eugenio COSERIU darstellt. Was beabsichtigte SEKIGUCHI mit der Feststellung dieser BedF?

Für SEKIGUCHI, der sich stets an die „synthetische“ Einstellung hielt, war der Mechanismus des „Sprechens“ leicht zu erkennen. Das „Sprechen“ ist keine sich wiederholende, gewohnheitsmäßige Handlung, sondern eine subjektive, schöpferische Tätigkeit des Menschen. Der Sprecher erzeugt anhand seiner jeweiligen sprachlichen und nicht-sprachlichen Kenntnisse mit all seinen vorhandenen Fähigkeiten die „Rede-Bedeutung“. Bei dieser Tätigkeit bleibt die einzelsprachliche Bedeutung („System-Bedeutung“) in einer viel abstrakteren Form hinter dem Redeakt zurück. Durch die Feststellung der konkreten, als „Norm“ funktionierenden Typen zwischen den grammatischen Formen und den „Rede-Bedeutungen“ beschrieb SEKIGUCHI den Mechanismus des „Sprechens“, und zwar in einer Zeit, in der die Strukturalisten erst anfangen, sich mit dem „Sprachsystem“ im Bereich der Phonologie zu beschäftigen.

Der oben genannte Widerspruch zwischen der „synthetischen“ Einstellung SEKIGUCHIs und seiner Beschränkung der grammatischen Formen wird aufgehoben, wenn man die Absicht der BFG als die Aufklärung des Mechanismus des „Sprechens“ auslegt und wenn man die BFG als „die Grammatik zur Bildung der Sätze“ versteht.

Die zwei Erklärungen SEKIGUCHIs über seine BFG, „die von der BedF ausgehende Grammatik“ und „die Grammatik zur Bildung der Sätze“, d. h. SEKIGUCHIs implizite Unterscheidung der zwei Arten der BedF, die universelle Erfassungsweise der außersprachlichen Wirklichkeit und „der als ‚Norm‘ funktionierende, konkrete

Typus des Inhaltes", zeigen zwei Entwicklungsmöglichkeiten der BFG in der Zukunft :

- 1) Beschreibung einer kohärenten „synthetischen“ Grammatik im eigentlichen Sinne
- und 2) Darstellung des Mechanismus des „Sprechens“ durch die Feststellung der hier erwähnten inhaltlichen Typen, die im Gegensatz zur „System-Bedeutung“ stehen, mit dem jeweiligen Kontext.